

平成 29 年 2 月 21 日

日本税理士会連合会会長 神津 信一 殿

全国青年税理士連盟

会長 水野 誠

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8 代々木第 10 下田ビル 7F

電話 03-3354-4162

FAX 03-3354-4095

国税犯則調査手続きの国税通則法への編入に関する議論及び説明に  
つき国会への働きかけを求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 29 年 2 月 3 日に国会提出されている「所得税法等の一部を改正する等の法律案」第 8 条において、国税犯則取締法が廃止され国税の犯則調査手続きに関する規定は国税通則法に編入することされています。平成 29 年度税制改正に関する議論を見るに、国税犯則調査手続きの具体的内容に関する改正に向けて政府税制調査会等で議論がなされていますが、国税犯則取締法の廃止及び国税通則法への編入についての議論はなされておらず、突如として大綱に記載されています。

国税通則法は、「国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的と」されています(国通法 1)。

国税犯則取締法は、目的条項がなく、規定される国税犯則調査手続きは、故意の隠ぺい仮装などによる悪質な租税遁脱行為を取り締まるための手続きであり、少なくとも基本的な事項とは言い難く、また、「犯則事件」の定義も明確に規定されていません。

国税通則法には、一般のいわゆる任意調査手続きが規定されています。今回、犯則事件に対する調査手続きが編入されることで、将来的に任意調査手続きについても、その影響が及ぶのではないかという懸念も生じるところです。

もし、上記のような懸念が議論をされていないとなれば、立法の瑕疵となる可能性があります。国会において慎重な議論を行い、その必要性、有効性につき国民が納得できるよう周知して頂くよう、貴会から働きかけをされること要望いたします。

以上